

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さくら

三 代表者の氏名

秋谷 勝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市宮前五百八十八番地二

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、広く一般市民に対して、介護保険法による指定居宅介護支援事業・居宅サービス事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護・共同生活援助に関する事業、地域の子どもたちとの交流会等を行い、地域住民との交流を深め、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、広く一般市民に対して、介護保険法に基づく居宅介護支援・居宅サービス事業、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、地域の子どもたちとの交流会の開催等を行い、地域住民との交流を深め、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。